

4 行政情報のアクセシビリティ

(1) 投票参加

①郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があつて選挙の投票に行けない方は、郵便等による不在者投票が認められています。（あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請する必要があります。）

・対象者 次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級であると記載されている方
- ②身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級であると記載されている方
- ③身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級のいずれかであると記載されている方
- ④身体障害者手帳の交付を受けている方で、上記①から③の両下肢等の障害の程度が、上記①から③の障害の程度に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方
- ⑤介護保険法に規定する要介護者で被保険者証の区分が要介護5として記載されている方

※郵便等による不在者投票の対象者（上記要件該当の方）で、かつ、次の要件のいずれかに該当する方は代理記載（あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する者に、投票に関する記載をさせること）が認められます。

- ①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

②点字による投票

視覚障害者の方で、点字によって投票をしようとする場合には、投票所において、その旨を申し立ててください。各投票所において、点字器等点字投票に必要な機材を用意しています。

③投票方法等の周知

立候補者の氏名や政見等について、点字や音声CD等を作成し、市町や（一社）栃木県視覚障害者福祉協会等に配布しています。

・候補者名簿

投票所及び期日前投票所において、点字による「候補者名簿」を備えており、受付において御覧いただけます。

- ・ 投票方法等のお知らせ

点字により投票日及び投票方法等を記載したパンフレットを作成しています。

- ・ 選挙公報

選挙公報（点字版・音声版）を作成しています。

(2) 緊急通報

①110 番アプリシステム

○概要

110 番アプリシステムは、主に聴覚・言語機能障がい者がスマートフォン等から、アプリにアクセスして、事件事故など必要事項を入力すれば、国内どこからでも、チャット式で最寄りの警察本部に通報することができる仕組みです。

○利用方法

iPhone は AppStore から、Android は GooglePlay で「110 番アプリ」と検索し、アプリをダウンロードします。アプリを起動し、通報者情報を事前に登録して、利用できます。

現場の状況を撮影し、画像を送信することもできますが、動画は送信できません。

※警察庁ホームページリンク「110 番アプリシステムについて」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>



②Net119 緊急通報システム

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

【県内 Net119 導入状況】

消防本部（局）名	導入状況	代替手段
宇都宮市消防局	○	メール・FAX
足利市消防本部	○	メール・FAX
栃木市消防本部	○	メール・FAX
佐野市消防本部	○	FAX
鹿沼市消防本部	○	メール
日光市消防本部	○	—
小山市消防本部	○	FAX
石橋地区消防組合	○	FAX
芳賀地区広域消防事務組合	○	FAX
南那須地区広域行政事務組合	○	FAX
塩谷地区広域行政組合消防本部	○	FAX
那須地区消防本部	○	FAX

※代替手段のメールアドレス、FAX番号についてはお住まいの地域の消防本部（局）へ確認ください。